

Q5 準中型自動車免許 取得制度 について教えてください

Answer

1. はじめに

千葉県企業局（以下、「当局」）では、災害時等に応急給水を行うため、1.7m³給水車（車両総重量5t弱）を13台保有しています。

平成29年3月12日の道路交通法改正により、普通自動車免許で運転できる自動車の範囲が変更（車両総重量5t未満→3.5t未満）されたため、法改正以降に取得した普通自動車免許（以下、「新普通免許」）では、当局保有の給水車を運転できなくなりました。

これにより、給水車を運転できない若手職員が年々増加し、給水車の運転体制が維持できなくなる懼があるため、令和5年度から、7.5t未満の車両まで運転可能な準中型自動車免許（以下、「準中型免許」）の取得制度を導入しています。



図1 自動車免許の車両総重量制限の推移

2. 免許保有状況の推移

給水車を配備している水道事務所職員の免許保有状況を調査したところ、新普通免許保有者が年々増加しており、令和5年度時点で、免許未保有者と合わせ、全体の約3分の1が給水車を運転できない状況でした。

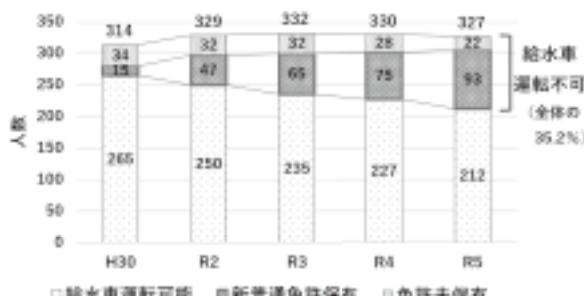


図2 水道事務所職員の免許保有状況の推移
(災害時に給水車を運転しない幹部職員等を除く)

3. 制度の内容

令和3、4年度に、当局が教習所に業務委託することを試みましたが、応札者がいなかったため、令和5年度から、受講者が教習所と直接契約を結び、必要な費用を当局が負担することとしています。

教習所は、千葉県内で準中型免許教習を実施しております。受講者が通いやすい等の条件を基に3校を選定しています。また、支払方法は、各教習所の手続方法や費用の種類に合わせて定めています。

制度の実施に当たっては、①～③を盛り込んだ事務取扱要領を策定しました。

① 受講対象者について

免許未保有者に比べて新普通免許保有の方が教習に要する時間・費用が少ないと、また、給水車運転業務に就く可能性を考慮し、対象者は新普通免許を取得している技術系の職員とする。

② 服務について

教習受講や各種手続きは業務扱いとし、原則として正規の勤務時間内に行う。

③ 費用負担について

下記の費用を当局が全額負担する。

- ・教習料金
- ・住民票代
- ・写真代
- ・教習に係る追加料金
- ・仮免（本免）申請料、交付料
- など

4. 制度の実施状況

令和5年度は8名、令和6年度は7名が準中型免許を取得しました。

なお、令和5、6年度の実施後に受講者が所属している各水道事務所へ聞き取りを行い、5名程度増やしても通常業務への負担は少ないと確認できたことから、運転体制をさらに強化するため、令和7年度は受講者数を12名に増やしています。

5. おわりに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震対応では、令和5年度に準中型免許を取得した8名中5名の職員が、現地で給水車を用いた活動に従事し、被災者の方々から感謝の言葉をいただくことができました。

今後想定される大規模災害発生時等の対応に備え、準中型免許取得に向けた取組みを継続し、災害時の応急給水体制の強化を図ってまいります。

（出典：水道技術ジャーナル2025年10月）